

「委員会代表質問」実施要領

令和4年6月30日 議会運営委員会決定

1. 導入目的

常任委員会の専門的視点を生かし、各常任委員会における行政視察や自主的・自立的な調査、研究を踏まえ、所管事項の政策立案及び政策提案を積極的に行うため、常任委員会を所管する市の一般事務について、常任委員会を代表する議員（委員）が当該委員会での意思統一（全会一致）を図ったものについて、質問することができる委員会代表質問を導入する。

なお、委員会代表質問は個人一般質問と同様に、会議規則第59条にある一般質問の位置づけとする。

2. 実施の方法

項目	内容
(1) 実施の時期	各定例会議の個人一般質問を行う前に実施することができるものとする。なお、各常任委員会が同じ定例会議において委員会代表質問を行う場合は、総務文教委員会、福祉環境委員会、産業建設委員会の順に行うものとする。
(2) 質問の内容	常任委員会が所管する市の一般事務や将来に対する方針について、当該委員会の調査・研究にもとづき、委員会の意思統一（全会一致）を図ったものについて、当該委員会を代表する議員（委員）が質問することができる。
(3) 対象委員会	常任委員会（予算決算委員会及び議会広報広聴委員会を除く。）
(4) 質問の通告	①個人一般質問の通告期限と同様とする。 ②通告書は、所定の様式により質問の項目、要旨及び質問者名を記入し、委員長が議長に提出する。 ③記入項目は、大・中項目（題名）、小項目（要旨）とする。
(5) 質問の時間・方法	①質問は、持ち時間制とし、個人一般質問と同様とする。なお、質問の持ち時間は答弁を含まない。 ②質問の回数に制限はない。 ③質問は、委員会を代表する議員（委員）が質問席において、一問一答で行う。
(6) 答弁の方法	長の答弁及びその他の行政委員会代表者等の答弁は自席とする。
(7) その他	①委員会代表質問を行う議員（委員）は、個人一般質問をすることができる。 ②委員会代表質問を行う委員会に所属する議員（委員）が個人一般質問の通告を行う場合は、所属する委員会の委員会代表質問と重複しない質問内容でなければならない。